

安芸広域市町村圏事務組合法務専門職員の任用等に関する条例

(平成 30 年 7 月 27 日 条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、安芸広域市町村圏事務組合法務専門職員（以下、「職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第 2 条 管理者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同省第 1 節に規定する手続を含む。）の業務を行わせるため必要があると認めるときは、職員を任用することができる。

2 前項の規定による任余は、前項の業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者の内から、管理者が選考により行う。

(身分)

第 3 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職とする。

(報酬等の支給及び勤務時間等)

第 4 条 職員の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、管理者が別に定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第 5 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、管理者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除くほか、拒むことができない。

(罰則)

第 6 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。